

指定番号	9999
事業所の名称	〇〇工場
事業所の所在地	〇〇区△△

2 環 地 総 第 402 号

令和 3 年 1 月 27 日

指定(特定)地球温暖化対策事業者 様

東京都環境局 地球環境エネルギー一部
総量削減課長 千田 敏
(公印省略)

都内大規模事業所全体における貴事業所のCO₂排出状況等が分かる

『東京都★省エネカルテ(2018年度実績)』の御案内

日頃から、東京都の気候変動対策の推進に対して、格段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
東京都は、この度、都内大規模事業所の皆様から2019年度に提出いただいた地球温暖化対策計画書等を基に、2018年度のCO₂排出量等を集計し、『東京都★省エネカルテ』を作成しましたので、御案内いたします。
『東京都★省エネカルテ』は、区分Ⅱ(工場等)の事業所を、工場、上水道施設、下水道施設及び廃棄物処理施設の4用途に分類し、CO₂排出量等の集計を行ったものに、貴事業所の値をプロットしたものです。
また、地球温暖化対策計画書とともに提出いただいた点検表についても集計し、全体の傾向と貴事業所の取組状況とを比較できるようにいたしました。
貴事業所における、今後の省エネ対策推進に御活用いただきたいと思っております。

※※※※※※※※※※※※※※ 集計データの注意点等 ※※※※※※※※※※※※※※

- ①集計
 - ・本データは、2019年度に提出された2018年度実績値を基に、2020年8月24日時点で集計した結果を示しました。
- ②用途
 - ・区分Ⅱの事業所を、工場、上水道施設、下水道施設及び廃棄物処理施設の4用途に分類しました。
 - ・2019年度に提出いただいた地球温暖化対策計画書及び点検表に記載された産業分類や主たる用途を参考に、貴事業所の用途として示しました。
- ③基準年度比について
 - ・基準排出量を100%とした、各年度のCO₂排出量の比率を基準年度比としました。貴事業所と同一用途の推移を比較する際に使用する指標です。
 - (2014年度は第1計画期間です。参考値として第2計画期間(2015年度)の基準排出量を使用して算出しました。)
- ④集計データの見方
 - ・CO₂排出量は、第2計画期間(2015年度から2019年度まで)の排出係数を用いて算定しています。なお、第1計画期間にあたる一部のCO₂排出量は、第2計画期間の排出係数を用いて再計算を行っています。
 - ・CO₂排出量の貴事業所と同一用途の推移を比較するために、各用途別の基準年度比を集計し、平均値を算出しました。
 - ・貴事業所の状況を赤色で示しました。
 - (貴事業所が指定(特定)地球温暖化対策事業所から指定相当地球温暖化対策事業所に移行した場合は、指定(特定)地球温暖化対策事業所時の排出量を参考として表示しました。)

(参考) 低炭素電力を利用した場合の削減量の推計について
本制度における「低炭素電力の選択の仕組み」については、下記URLを参照してください。
「低炭素電力・熱の選択における削減量のシミュレート」より、2020年度に低炭素電力を受け入れた場合の、電気事業者ごとの排出係数を用いた削減量の推計を行うExcelシートがダウンロードできます。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/low-carbon_supply.html

詳細は、「『東京都★省エネカルテ』の補足説明資料」を御覧ください。
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/data/karte.html

【問合せ先】 東京都環境局 地球環境エネルギー一部 総量削減課
「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口
〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎20階南
電話：03-5388-3438 E-mail：ondanka31@kankyo.metro.tokyo.jp

1 貴事業所のCO₂排出状況 用途：Ⅱ-01 工場・その他

項目	計算式(単位)	2014年度※2	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2015~2018年度までの集計
基準排出量 (a)	(t-CO ₂)	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200	-	(合計) 32,800
削減義務率 (b)	(%)	-	15.00	15.00	15.00	15.00	-	(平均) 15.00
排出量上限 (c)	$\frac{a \times (1-b) + 100}{100}$ (t-CO ₂)	-	6,970	6,970	6,970	6,970	-	(合計) 27,880
算定年度排出量 (d)	(t-CO ₂)	7,000	6,800	6,600	6,400	6,200	-	(合計) ※3 26,000
排出量上限と算定年度排出量の差 ※1 (e)	$\frac{c-d}{100}$ (t-CO ₂)	-	170	370	570	770	-	(合計) 1,880
削減率 (f)	$\frac{1-d}{a} \times 100$ (%)	14.6	17.1	19.5	22.0	24.4	-	(平均) ※4 20.7
基準年度比 ※5 (g)	$\frac{d}{a} \times 100$ (%)	85.4	82.9	80.5	78.0	75.6	-	(平均) 79.3

※1 その他ガス削減量の義務充当量及び発行済の超過削減量は反映していません。また、「基準排出量の1/2-基準排出量×削減義務率」を最大値としました。
※2 2014年度は第1計画期間です。参考値として第2計画期間の排出係数で再計算した排出量等を表示しています。
※3 削減義務期間(第2計画期間)内の合計値となります。
※4 削減率平均は各年度削減率の平均から算出した値です。
※5 基準排出量を100%とした、各年度のCO₂排出量の比率(基準年度比)を示しています。

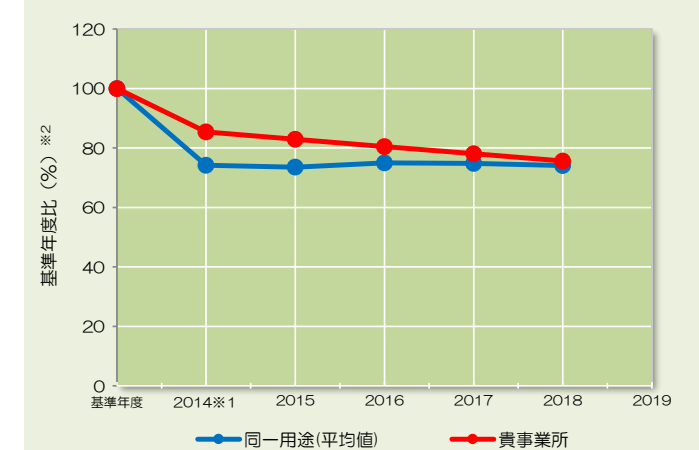
2 CO₂排出量の推移について

(1) 用途別の基準年度比※2の推移 (単位：%)

用途	2014年度※1	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
工場・その他	74.2	73.5	75.4	75.6	74.1	-
上水道施設	84.0	84.0	83.0	86.4	89.3	-
下水道施設	86.1	85.7	86.2	86.8	85.8	-
廃棄物処理施設	69.9	65.7	61.5	61.1	68.9	-
貴事業所	85.4	82.9	80.5	78.0	75.6	-

※1 2014年度は第1計画期間です。参考値として第2計画期間の排出係数で再計算した集計値を算出しています。
※2 基準排出量を100%とした、各年度のCO₂排出量の比率を示しています。対象事業所の基準年度比を各用途別に集計し、平均値を算出しています。

(2) 貴事業所と同一用途の基準年度比の推移 (用途：工場・その他)



※1 2014年度は第1計画期間です。参考値として第2計画期間の排出係数で再計算した集計値を算出しています。
※2 基準排出量を100%とした、各年度のCO₂排出量の比率を示しています。対象事業所の基準年度比を各用途別に集計し、平均値を算出しています。

■(参考) 低炭素電力を利用した場合の削減量の推計

貴事業所の2018年度の電力を全て低炭素電力供給事業者から買電した場合、本制度で算定することができる削減量を推計しました。

項目	単位	2018年度実績/推計
基準排出量	t-CO ₂	8,200
買電量合計	千kWh	12,000
低炭素電力 排出係数※1	t-CO ₂ /千kWh	0.135
再生エネルギー割合※1	%	44.6
CO ₂ 排出削減量※2	t-CO ₂	4,902
基準排出量に対する削減量の割合	%	59.8

※1 2020年度の買入電力量に適用可能な低炭素電力供給事業者12社の平均値(電気事業者ごとの排出係数を用いたシミュレーションについては、1ペーシ下のURLを参照。)
※2 下記の算定式により算出(2018年度排出量を最大値とする。)

★低炭素電力の利用により、貴事業所は基準年度比で **59.8%** 削減可能です。

<推計方法>

$$\text{削減量} = \left(\text{低炭素電力 調達量} \times \left(\frac{\text{第3期 低炭素電力 排出係数}}{\text{第3期 低炭素電力 供給事業者の排出係数}} - \text{低炭素電力 排出係数} \right) + \text{低炭素電力 調達量} \times \frac{\text{第3期 再生エネルギー 割合}}{\text{第3期 再生エネルギー 割合}} \right) \times 0.25$$

3 点検表からの取組状況一覧 …… 区分Ⅱの事業所より、2019年度に提出された点検表（2018年度実績）を集計し、点検項目ごとの取組状況を示しています。全体の傾向と貴事業所の回答状況とを比較して、今後の対策推進に御活用ください。

No.	点検項目	対策 番号	点検 結果	エネルギー シエア	備考	貴事業 所の 回答	大規模事業所の取組状況	凡 例 ^{※5}
-----	------	----------	----------	--------------	----	-----------------	-------------	-------------------

エネルギーの見える化								
1	エネルギー管理システムの導入	I 3.1	A				②	① ② ③ ④ ⑤

蒸気供給設備、熱源・熱搬送設備、冷却設備、コージェネレーション設備								
2	高効率高圧ボイラー及び高効率熱源機器の導入	II 1a.1.1b.1	A				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
3	高効率冷却塔及び省エネ制御の導入	II 1b.7	C				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
4	高効率熱源ポンプ及び省エネ制御の導入	II 1b.8, II 1b.5, II 1b.11, II 1b.12, II 1b.13	A				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
5	高圧ボイラーのエコマイザー又はエアーヒーターの導入	II 1a.2	C				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
6	大温度差送水システムの導入	II 1b.9	B				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
7	蒸気弁・フランチ部の断熱	II 1a.3	C				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
8	高圧ドラム回収設備の導入	II 1a.6	-				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
9	省エネ型蒸気トラップの導入	II 1a.9	-				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
10	熱交換器の断熱	II 1b.14	C				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
11	高効率コージェネレーションの導入	II 1c.1	A				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
12	燃焼機器の空気比の管理	II 1a.1.1b.1	C				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
13	冷凍機の冷却水温度設定値の調整	III 1b.2	C				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
14	部分負荷時の熱源運転の適正化	III 1b.8	B				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
15	部分負荷時の熱源ポンプ運転の適正化	III 1b.9	C				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
16	熱源機器の冷温水出口温度設定値の調整	III 1b.7	C				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
17	冷温水管、高気管等の保温の確認	III 1a.7.1b.3	C				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
18	インバータ制御系統のバルブの開度調整の実施	III 1b.4	C				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
19	熱源不要期間の熱源機器等停止	III 1a.5.1b.5	C				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
20	空調機始時の熱源起動時間の適正化	III 1b.12	C				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
21	熱源機器の点検・清掃	II 2a.1.2b.2	C				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥

空調・換気設備								
22	高効率空調機の導入	II 2a.3	A				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
23	高効率パッケージ型空調機の導入	II 2a.1	A				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
24	ウォーミングアップ時の外気遮断制御の導入	II 2a.5	B				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
25	空調機の風量調整システムの導入	II 2a.8	C				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
26	空調機の気化式加湿器の導入	II 2a.7	C				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
27	外気冷房システムの導入	II 2a.8	A				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
28	CO2濃度による外気量制御の導入	II 2a.10	A				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
29	ファンコイルユニットの比例制御の導入	II 2a.11	B				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
30	空調の最速起動制御の導入	II 2a.12	C				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
31	全熱交換器等の導入	II 2a.13	A				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
32	大温度差送風空調システムの導入	II 2a.14	A				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
33	高効率空調・換気用ファンの導入	II 2a.4	B				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
34	電気室・エレベーター機械室の温度制御の導入	II 2a.2	C				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
35	高効率省エネルギー型換気方式又は給排気形フードシステムの導入	II 2a.18, II 2a.19	C				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
36	ファンの手動調整用インバータの導入	II 2a.22	A				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
37	夏使用開始時の空調機起動時間の適正化	III 3a.2	B				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
38	夏季屋外の室内温度の適正化	III 3a.1, III 3a.4	A				②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥

※1 対策番号: 次のURLで、各点検項目の内容を確認することができます。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/rules/cat9740.files/GL_toplevel_nintei_kubun2_201904.pdf

※2 効果の目安: 対策を実施した場合の、事業所全体のエネルギー消費量に対するおおよその削減効果の目安を示しています。(事務所(個別空調20%)ビルを想定)

(Aは省エネ効果が大きいもの(1%)以上、Bは省エネ効果が中程度のもの(0.5%以上1%未満)、Cは省エネ効果が小さいもの(0.5%未満))

No.	点検項目	対策 番号	点検 結果	エネルギー シエア	備考	貴事業 所の 回答	大規模事業所の取組状況	凡 例 ^{※5}
-----	------	----------	----------	--------------	----	-----------------	-------------	-------------------

空調・換気設備 (続き)								
39	換気ファンの間欠運転の実施	III 3a.3	C				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
40	居室以外の室内温度の緩和	III 3a.7	C				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
41	エレベーター機械室・電気室の室内設定温度の適正化	III 3a.5	C				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
42	空調機等のフィルターの清掃	III 3a.4	C				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
43	省エネファンバルブへの交換	III 4a.6	C				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥

受変電設備・照明設備								
44	高効率照明及び省エネ制御の導入	II 2b.1.6.7	A				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
45	高圧型蛍光灯・省エネ型蛍光灯の導入	II 2b.2	C				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
46	高効率変圧器の導入	II 1d.1	C				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
47	照明のセンサーによる在室検知制御の導入	II 2b.4	A				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
48	照明のタイムスケジュール制御の導入	II 2b.8	C				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
49	照度条件の緩和	III 3b.1	C				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
50	居室の昼休み及び昼間外の消灯及び照明器具の稼働時間一斉消灯	III 3b.2	C				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥

給水・給湯設備、衛生設備								
51	高効率給水ポンプの導入	II 1f.1	C				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
52	大便器の節水器具の導入	II 2c.1	C				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
53	自然冷媒ヒートポンプ給湯器の導入	II 2c.5	C				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
54	蓄熱回収給湯器の導入	II 2c.6	C				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
55	洗浄便座等の夏季停止	III 3c.1	C				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
56	給湯設備の省エネ工法	III 3c.2, III 3c.3, III 3c.4	C				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥

昇降機設備								
57	エレベーターの省エネ制御の導入	II 2d.1, II 2d.4	A				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥

圧縮空気供給設備								
58	高効率エアクOMPRESSORの導入	II 1e.1	-				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
59	エアクOMPRESSORの台数制御の導入	II 1e.2	-				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
60	エアクOMPRESSOR吸込みフィルターの清掃	III 2e.2	-				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥

電動力応用設備								
61	生産プロセスにおける電動機・省エネ制御及び高効率モーター・ファン等の導入	II 5e.1, II 5e.4, II 5e.8, II 5e.9, II 5e.10	-				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
62	油圧・空圧駆動アクチュエータの電動化	II 5e.10	-				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥

特殊空調設備								
63	クリーンルームのローカルターン方式の導入	II 5f.1	-				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
64	ファンフィルタユニットの台数制御の導入	II 5f.3	-				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
65	高効率冷凍・冷蔵設備の導入	II 5f.9	C				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
66	ドラフトチャンバーの換気量可変制御システムの導入	II 5f.19	-				④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥

※3 エネルギーシエア: 点検表の「エネルギー消費量」に回答された貴事業所におけるエネルギー消費量の比率を、関連する設備項目について分類・合計したものです。

※4 備考: 点検表に複数設備の状況を回答いただいた場合は、「貴事業所の回答」に、設備容量で加重平均した結果を表記する点検項目であることを示しています。

※5 凡例: 「全て」は95%以上、「大半」は70%以上95%未満、「半分程度」は30%以上70%未満、「一部」は5%以上30%未満、「無し」は5%未満を示しています。

ID: 9999
事業所名称: ○○工場
資料番号: 1